

よく見えるところに貼っておいてください

令和5年度 警報発令・災害発生時における緊急対応について

綾川町立陶小学校

暴風、大雨、洪水などの災害発生時の緊急対応として、綾川町内の小中学校は綾川町教育委員会の判断に基づき、次のとおり対応することとなっていますのでお知らせします。

【 警報が発令された場合 】

1 児童生徒「登校前」の対応

午前6時の町防災無線放送及び学校配信メールの内容に従って行動する

基本的な考え方

- (1) 登校前（午前6時）に、香川県綾川町に「暴風」「大雨」「洪水警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合は、『自宅待機』とする。
- (2) 登校時間帯（午前6時から8時）の間に、香川県綾川町に、「暴風」「大雨」「洪水警報」「大雪警報」のいずれかが発令された場合は、既に登校している児童生徒及び登校中の児童生徒については、登校後、保護者の保護のもと、もしくは、教職員の十分な指導のもと下校させる。（ただし、小学校においては、保護者に児童を引き渡すこととする。）（学校配信メールにて周知）
登校前児童については、「自宅待機」とする。（防災行政無線にて周知）
- (3) 午前9時までに警報が解除された場合は、町防災無線放送の指示に従い「注意して登校」する。
（ただし、午前7時以降に解除の場合、「給食は中止」かつ「午前授業」）
- (4) 午前9時までに警報が解除されない場合は、「臨時休校」とする。
（ただし、綾上小学校に限り午前7時までに解除されない場合は臨時休校）
- (5) 警報が発令されていない場合であっても、局地的に危険状態が発生し、通学が困難と保護者が判断したときは、学校に連絡し、指示を受ける。
- (6) 地震及び降雪時の対応は、町防災無線放送により行う。

2 児童生徒「登校後」の対応

児童生徒への学校の対応状況は、学校配信メールによって保護者に通知する

基本的な考え方

- (1) 登校後に、香川県綾川町に、「暴風」「大雨」「洪水警報」「大雪警報」のいずれかが発令された場合は、『学校待機』とする。
- (2) 児童生徒の下校は、『警報解除後』とする。
しかし、警報発令下で児童生徒を下校させる必要があると校長が判断したときは、保護者の保護のもと、もしくは、教職員の十分な指導のもと下校させる。（ただし、小学校においては、保護者に児童を引き渡すこととする。）
- (3) 局地的に発生した災害の状況については、町防災本部の情報や地区住民の情報等をもとに必ず現地確認を行い、安全性を確かめて下校させる。

3 備考

- (1) 町防災無線放送による指示内容は、『臨時休校』『自宅待機』『注意して登校』の3種類とします。
- (2) 気象庁では、市町ごとに警報を発令していますので参考にしてください。
- (3) 緊急時に個別の連絡はできかねます。メール連絡網への登録をお願いします。

【 震度 5 以上の地震が起こった場合 】

1 児童生徒「登校後」の対応

- (1) メール配信により、被害状況と授業の継続の有無、引き渡し開始時刻等についてお知らせします。
- (2) 通信関係の被害により、メール配信できない場合、児童は学校に保護していますので、保護者は迎えに来てください。
- (3) 引き渡し場所は、原則として各教室で学級担任が対応します。なお、引き渡し時には、引き渡し確認票に「引き取り記録」の記入をお願いします。
(天候・状況等により引き渡し場所の変更もあります)

2 児童生徒「登下校時」の対応

- (1) 児童には次のように指導しています。
 - 通学路を通り、寄り道等をしない。
 - 地震が起こったら、近くの公園、空き地等安全な場所へ避難する。
 - ★ブロック塀、自動販売機等倒れたり、落下したりする危険のある所から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。
 - ★崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。
 - ★ため池の決壊の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の3階以上の階に避難する。学校・自宅・指定避難所等の中でできるだけ高い所へ避難する。
 - ★通学路の状況と現在地により、近い距離で安全な場所(学校・自宅・公民館等)へ避難する。
- (2) 家庭で次のことをお願いします。
 - ①通学路における危険箇所とともに安全な避難場所の確認をする。
 - ・一緒に歩いて確認する
 - ・登校に何分かかかるか
 - ・中間地点(具体的場所)の確認
 - ・緊急避難場所があるか(公園・公民館)
 - ②通学路の児童の位置によって、どこの安全地に移動するか話し合っておく。
 - ③できるだけ定時の登校を心がける。
 - ④自宅に帰ったり、指定避難所に避難したりした場合は、できるだけ早く学校へ連絡する。